

子どものウェルビーイングを保障する子ども家族支援の枠組みと理念

— 学部及び大学院の講義演習や地域の子どもの居場所におけるスーパーバイズを通して —

木村直子¹⁾

(キーワード：子ども家族支援、子どものウェルビーイング、支援の枠組み、子ども、家族)

1. 問題の所在と本稿の目的

現代日本の社会は、子どもを育てる家族にとって、厳しい環境と言わざるを得ない。国際的な水準での経済の揺らぎ、グローバルな感染症の流行、労働環境の不安定さや子どもの貧困問題、少子化、核家族化、離婚によるひとり親家庭の増加、地域社会の希薄化など、子どもと家族の社会的孤立が深まっている。「貧困の問題を抱えている家族は、『福祉的支援』」、「生活態度が乱れている子どもには教育機関における『生徒指導』」、「情緒的問題や心的外傷を抱えている子どもには、『心理的支援』」、「不登校の問題を抱えている家族は、学校における『教育的支援』や『個別的教育支援』を行い、虐待の問題が出現すれば児童相談所における『福祉的支援』に任せ、子どもの心理的な問題が深刻であれば『心理的支援』の受けられる相談機関に照会する」というように、問題別に受ける援助を分けたり、出かける窓口を変えたりする。こういった対応では、専門分化された援助機関の隙間に落ちてしまう家族があり、問題の解決が遠のく。さらに長引く厳しい社会情勢の中で、社会による援助が必要な家族は、特別な家族ではなくなっている。どの家族にも社会からの助けが必要である。「複雑な家族問題は学校では対処できない」、「心理相談の窓口まで来ない相談者は援助の対象にできない」、「給付金を出す福祉事務所の窓口では子どもや家族個々人の複雑な心理状況までは配慮できない」ということでは、家族が子どもを健やかに育てられないだけでなく、家族の存続自体が危ぶまれる。

不安や悩みを抱えながら生きる子どもと家族が、どの援助者に出会っても、自分たちの生きる意味が尊重され、子どものウェルビーイングが保障される援助を受けることができる、そんな子ども家族支援の枠組みがある社会の実現が指向される(木村, 2018)。そのためには、様々な専門職や保護者が理念や価値を共有し、同じ枠組みを理解することが非常に重要である。このような問題意識から、教員養成課程の学生や院生、スキルアップを行う専門職(保健師・保育士・看護師・児童福祉司・心理士)、

その他子どもと家族の支援を行う地域の機関や子どもの居場所で働く方々に向け、共通基盤となる子ども家族支援の枠組みや理念を伝えている。また鳴門教育大学教育支援講師・アドバイザー等派遣事業等を活用した、フリースクールや児童館、子ども食堂をはじめとする子どもの居場所のスーパーバイズにおいても、この基本枠組みを踏まえ実践している。

そこで本稿では、鳴門教育大学学部及び大学院における講義や演習、大学院で研究を進める現職の教員や保育者そしてカウンセラー等とのゼミ、小中高等学校や幼稚園の教員・保育者を対象とした研修、地域の保健師や児童相談所のケースワーカー、社会福祉協議会の相談員の研修、保護者への子育て講座など、さまざまな職種の専門家や保護者、養成課程の学生・院生らと幾度も議論を重ね、臨床で実践することで検証してきた、実践知としての子ども家族支援の枠組みや理念を報告する。

2. 子ども家族支援の枠組みや理念の生成過程

本論で報告する子ども家族支援の基本枠組みと理念は、主に次の三つの要素から生成されたものである。一つ目は、著者自身の研究や臨床のバックグラウンドとなっているもの、二つ目は学部や大学院の授業におけるディスカッション、三つ目は地域における子ども家族支援に携わる専門職等の研修やスーパーバイズ、相談援助を通した臨床知である。

一つ目の著者自身の研究や臨床のバックグラウンドについては、社会学(家族社会学)と心理学(家族心理学)をベースに児童福祉領域で実践している。さらに臨床では地域における子どもと保護者への支援に携わり、精神分析派の教育分析を受けていたほか、対象関係論の影響も多分に受けている。また自分自身が受けてきた教育の結果、プロセス評価や環境と個の相互作用を重要視する生態学的モデルの価値観をもっている。この他、教育に関しては米ノースカロライナ州から広まった「TEACCHプログラム」のトレーニングを受けている。

¹⁾ 鳴門教育大学大学院 学校教育研究科

二つ目の子ども家族支援の枠組みや理念を講義や演習の中で、ディスカッションする機会は次の通りである。第一に鳴門教育大学における学部講義の『社会福祉論』『子ども家庭福祉』『子育て支援』『相談援助』『子ども家族支援の心理学』『社会的養護Ⅰ』がある。これらの科目は保育士養成課程を有する幼児教育専修の学部学生が中心であるが、臨床心理コースや教職大学院の院生も毎年数名受講する。第二に同大学大学院の科目として、教職大学院の『子ども家族支援の実際と課題』『家庭教育支援演習』、修士課程の『幼年期福祉研究』『幼年期福祉演習』がある。本学は教員養成大学であり学部生の多くは教員となるが、大学院生の中には、教員の他、福祉における援助者（保育者・ケースワーカー・施設職員等）、母子保健領域の援助者（保健師・助産師等）、心理における援助者（カウンセラー等）も在籍する。

三つ目の臨床知としては、鳴門教育大学教育支援講師・アドバイザー等派遣事業を活用しスーパーバイズをしているフリースクールや児童館、幼稚園での相談援助や、児童相談所のケースワーカー等が受講する児童福祉司等義務研修、保育者の研修、保健師らの研修、子ども食堂をはじめとする地域で子どもの居場所を運営する方々への研修、民生委員・児童委員の研修、児童クラブ・児童館等で勤務する児童厚生員・放課後児童支援員等の研修、保護者への子育て講座などがある。

3. 子ども家族支援で求められる発想の転換

子ども家族支援の枠組みの前に、子ども家族支援で援助者に求められる発想の転換がある。それは、子どもの権利の尊重、家族の変化、脳科学の発達、である。

3.1 子どもの権利の尊重

子どもの育ちを支援する中で、子どもの権利を尊重することは絶対的の原則となっている。それは、1994年に日本が「子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child：児童の権利に関する条約）」を批准したことで、大きな意味を持つことになった。子どもの権利条約は、18歳未満を「子ども」と定義し、国際人権規約において定められている権利を子どもについても保障し、子どもの人権の尊重および確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものである。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効した。この条約は前文と本文54条からなり、「子どもの最善の利益の尊重」という理念を柱に、生存・保護・発達・参加という包括的権利を子どもに保障している。子どもの権利条約の最大の特徴は、それまで日本において、児童福祉法（1947）や児童憲章（1951）の中で、子どもの福祉や幸福の実現のために考えられてきた子どもに対する愛護や保護といった受動的な権利だけでなく、意見を表

明する権利や社会に参加する権利など、子どもの主体的な権利についても言及されている点である。もちろん子どもたちが発達・成長する上で、適切な環境が与えられることも重要であるが、子どもは有害なものや不適切なものから護られるだけの存在ではなく、子ども自身が主体的に自分の人生を生き生きと歩む存在であると明文化されている¹⁾。

子どもとその家族を支援する際には、子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を保障することが最重要事項である。ただ問題は、子どもの権利は、家庭や学校など子どもたちの生活を取り巻く環境において、どのような権利が認められ、どのような権利が認められないか、法の中で詳細には記述されておらず、具体的に定められていない。したがって、各国地域の文化や社会背景を考慮しその都度決めていく必要がある。少なくとも、社会や大人が一方向的に（良かれと思って）決めたり、子どもが大人に要求してよいことと、要求してはいけないことが、暗黙の了解のうちに決まっていたりすることは、子どもの権利を尊重したことにはならない。社会構造上、大人の方が力を持ちやすい傾向にあることを大人が常に確認しながら、子どもの人権を認識し、子どもの心や声に耳を傾け、子どもの要求や期待を可能な限り正確に把握することが大切である。

3.2 家族の変化

日本における養育環境は、ここ数十年の近年の内でも大きく変化している。現在子育て中の親世代とその親世代では、養育環境が激変している。子育て中の親世代が子どもだった頃には、都市部といわれる地域でも、学校から帰ると宿題も早々に近所の子どもたちと日が暮れるまで遊ぶ姿、神社や公園では小学生とその小さいきょうだいが、子どもたちだけで遊ぶ姿が見られた。しかし現在は、都会のみならずどの地域であっても幼い子どもたちだけで遊ぶ姿はほとんど見られない。それは、一つには治安の悪化によって、片時も子どもから目を離すことができないということもある。また共働き家庭の増加により、保護者の仕事が終わる夕刻や夜間まで学校園や地域で過ごしており、帰宅後ゆっくり過ごす時間がないという現状もある。さらに、転勤や転職によって社会や地域の中で点のように暮らす子どもと家族も少なくなく、子どもの育ちや養育の責任が親に重くのしかかっている（木村、2018）。

このような社会状況における子ども家族支援では、一つの家族の周りにその家族に必要な適切な支援機関がチームとして配置されるような柔軟な地域のチームアプローチが求められている。家族の置かれた状況によって、必要となる援助の内容や関連する機関は異なり、その家族に今必要な支援のできる機関が連携し、家族を中長期的に支援する。現代社会の中では、どの家族も相談でき

る援助者を持つことが必要であるという認識を、あらゆる地域の機関がもつことによって、点のように暮らしていた家族を線でつなぎ、地域という面で支えていくことができる。なおチームアプローチの実践においては、2005年4月より施行されている個人情報保護法に十分留意しなければならない。個人情報保護法では、子どもの生命や健康に関わる緊急事例、具体的には虐待の疑いのあるケース以外では、本人の了解なしに、個人情報を他機関と共有することはできない。

3.3 脳科学の発達

これまで全ての人と同じ脳の構造や機能を発揮していると考えられていたが、脳科学の進歩により、そうではないことがわかった。何度も言えばわかるということではなく、相手の脳の構造や機能に合わせて情報伝達の方法を工夫し、どの人も間違いなく情報を受け取ることのできるユニバーサルデザインが求められる時代へと大きく転換している²⁾。

2002年に公布された「発達障害者支援法」では、「第二条「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。」と定義し、全ての人、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が目指されている。すなわち人がどのような発達特性を持っているのか、どのような情報の伝え方が適切か、発達障害等の特性による困難さや生きづらさを抱えていないかを、アセスメントの第一段階で考慮するという発想の転換が必要である(木村, 2013)。

4. 子ども家族支援の枠組み

子ども家族支援の枠組みは、図1のとおりである。援助の対象となる子どもとその家族、彼らが環境の中で経験する出来事の全てが援助の対象であり、それに対応するサービスや制度が援助資源・社会資源という形で社会の中に存在する。そして対象と資源を円滑につなぐための援助者や援助技術がある。このT型のどの領域にも影響を及ぼす背景として、現代社会の特質、人間観、援助観、子ども観、家族観、援助の目標がある。

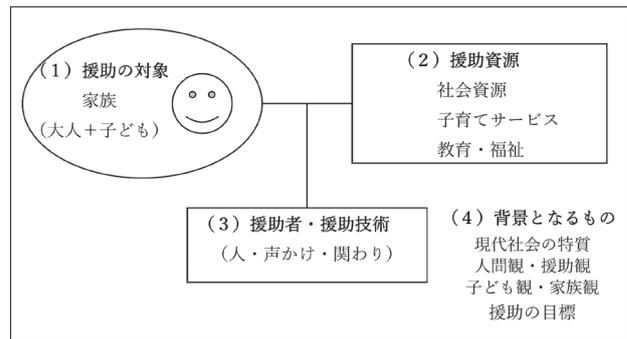


図1 子ども家族支援の枠組み

4.1 援助の対象

子ども家族支援における援助の対象者は、子どもを中心とする家族である。子どもはこの世に生を受けた瞬間から、特定の母親の胎内に存在し、母親のお腹から外界に出た後も、一人で存在することはできない。子どもの年齢が上がり、家庭環境が複雑化しても、必ず子どもは大人とセットで考える必要がある。したがって子どもへの支援や子どもへの保育、教育をする際にも、目の前にいる子どもへの支援だけでなく、その背後にある家族の存在を合わせて支援していることを忘れてはならない。家族の定義は社会情勢上も学術的にも統一が難しい時代であるが、血縁や戸籍に関わらず、構成員に子どもと大人を含む家族を「家族」と定義する。

そして、この子どもを含む家族が日々の生活の中で経験する出来事の全てが援助の対象である。家族は、私的な存在であると同時に、社会的な存在であり、子どもの権利条約批准後(1994年)や児童虐待防止等に関する法律の制定後(2000年)、そして2003年の児童福祉法改正後には、私的な領域である家族に社会が子育て支援として関与することが法的根拠を持つようになった。家族が生活の中で経験する出来事の中には、日常の些細な出来事から家族のライフイベントとなる大きな出来事まで様々な水準のものがある。さらにどの家族も経験する出来事から、その家族だけが経験するものまでである。家族が自覚している、していないに関わらず、援助が必要になる出来事はある種「問題」「課題」といえるが、問題や課題には具体的に困っていることや足りないことなど社会的な障壁のある事柄と、顕在化した問題はなく予防的にまたはよりよい生活のための事柄に、大きく分けることができる。何か困っている、要援護状態にある課題には、困っている状況に支援をしたり、補ったり、代替したりする援助が求められる。これは社会福祉では、要援護問題ともいわれ、支援の領域としてはウェルフェア(welfare)として表現される。また、よりよい生活のための課題には、予防的に関わったり、さらによりよい状態へと増進させたり、よりよいあり方を普及したりするような援助が求められる。こちらは、ウェルビーイング

グ (well-being) である。実際の援助場面では、これら二つの問題領域の対処に固定的な優先性や順序性はない。個々の家族に視点をおくと、どの出来事も等しく援助の対象とされる内容である。

しかしマクロな視点を持つと、社会の中でどの家族の出来事を援助の対象とするのか、こちらの家族とこちらの家族の、どちらを先に援助するのか、という問題が生じる。先に援助を求めてきた方が、子どもの福祉に大きく反すると援助者が判断した方からか。とりわけ公的な機関の援助者の場合には、ここに気を配らなければならない。最も重視されるべきは、制度・サービスの提供の基になる法の定義であるが、実際には援助者の判断に委ねられることも多い。また支援の必要な家族ほど、制度やサービスに繋げることの難しさに直面する。多くの場合は要支援の程度に関わらず、家族自ら援助が必要だと声をあげているところから、援助を実施する場合も少なくない。そういった意味で運用上は、家族自らの主体的な声を重要視すると同時に、社会の全体像の中で支援の必要な家族と判断する視点が重要である。

4.2 援助資源

日本では日本国憲法に基づき、社会の中に人々が豊かに暮らせるための仕組みとして、制度やサービスが準備されている。これらのサービスや制度は、法律によって規定されているものから、法律に基づかない住民主体のサービスまで様々である。それぞれの家族は、自分たちの状況に合った資源を活用しながら、社会の中で生活している。しかし多様な家族のニーズに対して、既存のサービスの中に適切なものがない場合もある。そういった場合には、新たな援助資源を計画したり、住民主体の活動の中から新たな資源が生まれたりする。多くの人が抱えやすい課題に対応できる援助資源は、全員に行き渡るように準備する必要がある。またそう多くはないが、もしかしたら問題となるかもしれない課題にも対応できる援助資源もあった方がよい。どの人も満足のいく援助資源を全て、社会の中に準備できれば安心である。しかし、援助資源を社会の中に準備するためには費用やマンパワーが必要である。たとえ必要な資源であっても際限なく準備することは難しく、とりわけ現代のように国の財政状況が厳しい時代には、資源を潤沢に準備することは不可能である。費用やマンパワーといった経済的基盤が不安定であればあるほど、援助資源は細分化され、提供される内容も短期的に変更される傾向にあるといえる。最近では、1年ごとに制度やサービスが変更され、3年後の事業の有無が分からない場合も多い。したがって、社会の中にある資源とその有用性や期限に配慮した援助が必要である。

4.3 援助者・援助技術

社会の中に、人々が暮らす上で必要となる資源が準備

されていても、資源を上手に活用することは難しい。その理由はサービスや制度は煩雑であり、比較的短期間に制度が変わることも多く、家族が主体的にサービスや制度を利用しようと考えても、どのようなサービスが自分たち家族に相応しいのか分からない場合がある。さらに別の理由としては、問題や課題を抱えていると分かっている、サービスや制度を利用したり、誰かの世話になったりすることを望ましくないと考え、利用しない場合もある。そもそも、自分たち家族が問題を抱えている、課題に直面していることにすら気づいていない場合もある。したがって、家族がよりよく社会の中で生活するためには、家族と援助資源を円滑につなぐ役割が必要である。それが、援助者の役割である。家族と援助資源をつなぐのは、福祉の援助に限らない。社会の中で誰かを援助する目的は、長期的な視点において社会の中で適応的に生きていくことを援助する、すなわち社会と繋がって生きていけるようになることを援助するのである。この文脈においては、心理的な援助も教育的な指導や配慮も同様に考えることができる。また実際の援助場面において活用できる資源がない場合には、新たな資源を社会の中に作り出すよう働きかけたり、実際に作ったりする必要がある。援助者は今ある資源を上手に活用できるだけでなく、新たな資源を開拓していく役割もある。

援助者の専門性は、価値と倫理、知識、技術の3つの要素から構成されるといわれる。昨今では、援助者に求められる専門性には、これに健康 (Healthy) を足したり、ホスピタリティ (Hospitality)、誠実性 (Honesty)、人間性 (Humanity)、全人的 (Holism)、調和 (Harmony) といったものを加えて考えることもある。

4.4 背景となるもの

4.4.1 人間観

社会福祉の人間観には『Person-in-situation』がある。直訳すると「状況の中にある人」「環境の中にある人」であり、人間を周囲の環境とのバランスをとって生活している存在だと捉える人間観である。人間の生活は、自分を取り巻く環境との相互作用によって成り立っている。このような人間観で捉えると、人間は周りの環境に不応や過剰適応するのではなく、ほどよく適応することが重要であるといえる。不応とは環境に馴染めず、ドロップアウトしたり環境に反発するような行動を取ったりすることである。過剰適応とは、一見すると適応しているように見えているが、自分の思いやあり方を失くしてまで、周囲に同調している状態である。周囲の環境に同化しすぎて、自分の意志や思いに鈍感になってしまい、自分が過剰適応していることにさえ気が付かない場合もある。適応するとは言葉で表現する以上に、実に困難なものである。ものごとは中庸の用であり、ほどほどがちょうどよい、まさにグッドイナフであることであることが

求められる。

このほどほどに適応する感覚を援助者自身が自覚している必要がある。援助者の中には真面目で、向上心が高く、常に新しい課題に向かって努力する人も多く、環境に過剰適応気味の人も少なからずいる。援助者自身が過剰適応気味であると自覚がないと、援助に影響を及ぼす。援助の対象者の目標の設定が高くなり、環境に過剰適応するようなものになってしまっていることもある。「ほどほど」に「だいたい」適応していることが、大切である。また個人としてだけでなく、家族としても社会に過剰適応することは避けなければならない。社会の風潮や他の家族のあり方に流されることなく、家族は独自の家族ルールによって、家族の固有性を明確にすることができる。子ども家族支援においても、子どもとその家族が社会の中に、ほどよく適応できることが目標となる。

この人間観を援助の際の基本として考えると、次のような視点が求められる。人は環境との相互作用によって存在しているので、誰かが何らかの課題を抱えている時には、「その人に問題がある」とか「環境や周囲に問題がある」と捉えるのではなく、「その人と周囲の環境との関係のあり方に問題がある」、つまりその人と環境の接点(相互作用)に問題が生じていると考える。したがって、その接点に支援の照準を合わせる必要がある。

4.4.2 援助観

なぜ私たちは誰かを援助しようとするのだろうか。大学等の講義でどうして援助をするのかを尋ねると、「困っている人がそこにいるから」「援助を求めている人がいるから」「自分もいつか困ったときに、援助を受けられる仕組みがあった方が安心だから」「みんなが等しく安心して暮らせる社会がよいから」という答えが返ってくる。援助専門職の倫理観として、「皆が幸せに」「平等に」は非常に重要である。しかしこのような主観的理由や倫理観は揺るぎやすく、例外を生み出しやすい。

社会の中で子ども家族支援の枠組みが必要な理由の一つは、日本をはじめ多くの国が選択している社会経済体制とも関連している。それは資本主義社会であることである。資本主義社会とは、一般に生産手段(土地・工場・機械)を所有する資本家が、労働者を雇用して商品を生産し利潤を追求する経済体制をいう。労働者と資本家とは、労働力商品の売買においては対等であるが、売買が行われたあとでは対等ではない。労働者の労働は自由な私的労働ではなく、労働力の買い手である資本家による消費の過程にはかならず、その労働は資本の意思と計画のもとに置かれる。資本家は利潤を少しでも多く上げるために、労働者に過度な労働を強いて生産品を増やしたり、労働の対価に支払う労働者への賃金を減らしたりすることで資本家に残る利潤を上げようとする。このような資本家による労働者に対する搾取は、労働者は低賃金・

長時間労働に曝され、また児童を働かせることが日常的に行われやすく、労働問題は貧困や病気の問題を引き起こし、次第に深刻となる。労働者は、待遇改善を求め暴動や、ストライキなどの労働運動を起こし、資本家との対立を深める。対立が先鋭化し社会全体に広がると、社会全体が不安定になる。つまり資本主義社会では資本家と労働者が存在し、労働者の中には貧困問題を抱える人が出現する経済体制である。資本主義社会を安定化させるために、労働者の抱える貧困等の問題に対応する「援助」の枠組みを、社会の中に設定しておく必要があるといえる。

さらにもう一つの理由は、日本国憲法という法的な根拠が挙げられる。日本国憲法の中で援助観に深く関連している条項として、第11条、第12条、第13条、第14条、第25条がある。以下に、引用する。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第11条、第12条は、援助における3つの原則の基幹条項である。第13条は「尊厳性の原則」、第14条は「無差別平等の原則」、第25条は「自己実現の原則」に関連している。尊厳性の原則とは、個人を全人格的に尊重するということである。無差別平等の原則は、字面のままであるが、どの人も無差別平等に扱われるということである。そして自己実現の原則は、どの人も安定した環境の中で自己を発揮し充実した生活をいきいきと送ることができるということである。日本に暮らす私たちには、日本国憲法によって、尊厳性の原則、無差別平等の原則、自己実現の原則、が保障されている。したがって、援助の手法やベースとなる理論に関わらず、援助場面では対象者に対して3つの原則を守ることが必須である。

4.4.3 援助の目標

子ども家族支援における理念的な援助の目標を4つ説明する。援助場面における作業目標は個別性の高いものであるが、多様性を容認する社会においても、普遍的目標として位置づけられる理念的目標は重要である。

①ウェルフェアと②ウェルビーイング

子ども家族支援の援助における援助の目標である「ウェルフェア」と「ウェルビーイング」は、憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」に由るものである。大学の講義で「健康で文化的な最低限度の生活」とはどのような生活をイメージするかと尋ねると、多くの学生が、「雨風しのげる建物に住み、二、三食食事ができ、清潔で衛生的な衣服を身につけられるような暮らし」「贅沢はできない」「ぎりぎりの暮らし」という答えが返ってくる。これは、第25条を具体化する法律として年金関係法令や生活保護関係法令が位置づけられており、そのイメージが大きいといえる。しかしここで第25条の英語版をみて見ると、「All people shall have the right to maintain the minimum standards of wholesome and cultured living.」となっている。「健康で文化的な最低限度の生活」は「wholesome and cultured living」である。Wholesomeとculturedの原語を調べて見ると、Wholesomeは「精神的・知的・道徳的な発達と身体的な発達が均衡して、全体を構成している状態」、culturedは「内面の感性、理性、知性から培われた人間性の発達がみられる状態」である。これは先ほどのぎりぎりの生活のイメージとは大きく異なるのではないだろうか。とりわけ健康をWholesomeという語を充てていることにも着目したい。一般的に健康の概念は、例えば心身ともに健康というように、健康の概念をいくつかの領域に分けて考える場合、そのイメージは、それぞれの領域ごとにその度合があり、目には見えないけれども一定のボーダーラインのようなものが存在し、その健康ラインを全ての領域が超えている時、よい状態だと考えられやすい。これはwelfareの概念である。例えば図2のように心理面がボーダーラインに到達していないと、心理面に何らかの手当や支援を要するというものである。

しかしWholesomeのイメージは、このような目に見えないラインで線を引くものではなく、図3のように、一人一人各領域の大きさは異なれど、その人の中で全体としてバランスを取り均衡している状態のことを指している。図の中では、どの領域も同じぐらいの大きさに描かれているが、各領域の大きさは問われない。すなわち、その人の中で全体としてバランスがとれている状態を重要視するのが、Wholesomeの概念である。

welfareは何らかの困難を抱えている人への支援を示し「健康で文化的な最低限度の生活」を保障すること

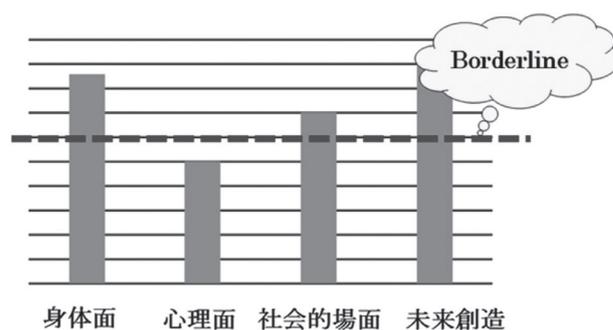


図2 ウェルフェア

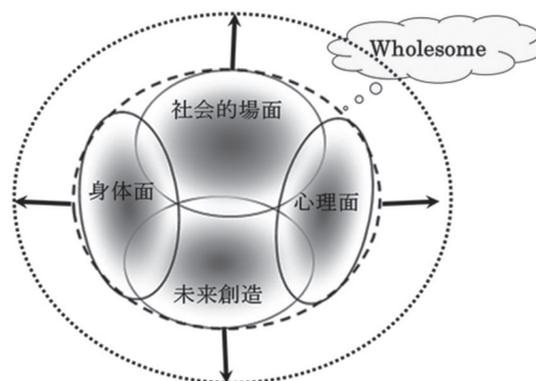


図3 ウェルビーイング

が目標である。一方well-beingは「wholesome and cultured living」を目指し、一人一人がその人らしい充実したあり方を目指すことが目標である。welfareを保障すると同時に、well-beingを保障することが、子ども家族支援の援助の目標である。

③自立するということ

自立とは福祉の理念としてだけでなく、近年は教育の目的の中にも明記されるようになってきている。講義において「自立」のイメージを尋ねると、「自分の身の回りのことができる（身辺自立）」「お金の観念を生活と結びつけてもっている（経済的自立）」「社会人として仕事をしている（職業的自立）」「自分の意志をはっきりともち、思慮分別をもって、物事を判断することができる（心理的自立）」「成長・成熟した体をもっている（身体的自立）」といった答えが返ってくる。ここに挙げられた内容は、年齢や置かれた環境に合わせて、身に付くものであり、自立として重要な要素である。これらは全て個人内で成立する自立である。職業に就き、一人で家事を切り盛りできても、人とコミュニケーションをとることが苦手で、家で引きこもりがちの人がいたら、その人は、「自立した人」と言えるだろうか。逆に身体的なハンディキャップがあり、身辺自立や職業的自立を遂げられない人でも、家族や援助者とともに豊かに暮らしている人はいる。その人は「自立した人」と言えるのではないだろうか。すなわち個人内での自立の要素だけでは、「自立」の全て

を説明することはできない。社会の中で自立的に生きるためには、周囲の人と繋がり生きていくことが必要である。周囲の人との繋がりを形成する力を、「個人内での自立」に対応する概念として「関係性のなかでの自立」と表現する。「関係性のなかでの自立」とは、対人関係を発達させる基盤を、「対人関係において、他者に飲み込まれることなく、また自己に固執し閉じこもることもなく、人と人との相互作用のなかに関係性を存在させることのできる能力」、すなわち「自分と他人の境界（自他境界）が明確でありながら人と交わることのできる能力」と定義できる。関係性のなかでの自立は、複雑化した現代社会に、ほどよく適応し生きていくためには欠かせない概念といえる。

さらに、子ども家族支援においては、「個人内での自立」「関係性のなかでの自立」に加えて、「家族の自立」も理念的目標となる。「家族の自立」が示すものは、単純な家族成員一人ひとりが自立していることの総和ではない。集団としての家族機能が十分に発揮され、社会の風潮や社会情勢に飲み込まれることなく、主体的に存在していることを、家族の自立と定義する。これは、山根常男がその著書の中で、示している「家族は、人間性とプライバシーのとりでという2つの性格をもつことによって、社会に対する批判的エネルギーの真の源泉となると同時に、社会の非人間化に対する抵抗体となり得る。このような人間社会のシステムの均衡を維持するエコロジカルな働きを、本来家族は潜在的にもっている」という議論を踏まえている。すなわち混沌とした時代や危機的状況にある社会であっても、家族という社会システムがあるからこそ、安定した親密な関係性を保障し、人格を形成する育児を行え、私生活の場としてほっとできる場をもつことができる。現代社会は多様性を寛容に受容する社会であると同時に、違いや個性をもつことが評価される社会でもある。個性を強いられる社会は、個別性も高く、ある種のプレッシャーにさらされる。このようなストレスフルな社会の中で、ほっと安らぎ、癒される場を現実（リアル）な世界でもつためには、家族の役割は小さくない。

④発達を支えるということ

「子育て」は「子どもの人格発達支援」であり、子ども家族支援は家族の子育てを支援する、すなわち家族の「子どもの人格発達支援」を支援することである。ここで、「発達支援」や「発達」という言葉を使用すると、発達上のハンディキャップのある子どもとその家族を支援するイメージをもつ人がいる。それは発達を「できないことができるようになる」「できるかできないかを評価する」とことと誤解している場合である。発達とは、できる・できない・できるようになった、を評価する言葉ではない。「できないことができるようになる」という機能や

能力の目に見える変化は「成長的事実」であり、この成長的事実を成立させる長い時間の中でおこる変化や変容こそが、発達である。例えば「子どもがハイハイをするようになった」という成長的事実を考えてみる。育児書や母子手帳には9～10ヶ月ごろにハイハイをするようになる、と記されている。しかし子どもは10ヶ月になった途端に、ハイハイをするわけではない。6か月ごろから寝返りができるようになり、偶然、足の裏が壁や物をけり、前に進んだように感じる日もあれば、その場でぐるぐる回転するだけの日もある。手を突っ張り、首を起こし、足を動かすが、空を蹴って全く進まず、子どもが怒り始めることもある。今にもハイハイで前進できそうな日があるかと思えば、全く進まず、やる気がないように見える日もある。毎日見ていると、あまり変化していないように思う時も、具に観察すると子どもは一瞬一瞬変化している。子どもは発達しているのである。そしてある日、前進する。時には後進するタイプのハイハイの子どもや、いきなり、足を突っ張って高這いをする子どももいる。足を引きずり腕の力で前進する摺り這の子どももいるだろう。どれもハイハイであり、全ての子どもが同じ経緯をたどるわけではない。昨日はできていたのに、今日はできない、ということもある。また寝返りができるようになってから短い時間でハイハイをする子もいれば、長い時間をたどり、1歳直前に急にハイハイを始める子どももいる。ハイハイをほとんどせず、つかまり立ちを始める子どももいる。日を重ねるごとに上手になっている時もある。発達はいつも前向きに変化するだけでなく、時には停滞したり後退したり現状を維持することも発達であり、時間の経過の中で起こるその過程の全てをありのままに捉える概念である。

援助における理念的目標として「発達」を考える時、あらゆる環境や状況に置かれた人すべてに当てはまるユニバーサルな概念として捉える必要がある。以下に人生における発達の課題を三つ挙げる。これらは、ハンディキャップの有無や生活する環境の違いに関係なく、人間を社会と相互作用する存在と捉え、社会の中でほどよく適応して生きていくために重要な課題である³⁾。

第一の課題は、「自我形成の課題」である。ここでいう自我形成とは、ミードの「自我」に関する理論を踏まえている。社会的規範の総体として、他者の抑圧的な態度や方向性の決定の内在化（「Me」）が肥大化しすぎると、自分の個性が生かせず、ストレスが溜まる。とはいえ、自分の個性的な修正（「I」）ばかりが強すぎると自己中心的な人間となってしまう、周辺環境に適応していない。このIとMeのせめぎあいをいかにうまく調整できるかが、まさに自我形成の課題である。

そのためには、「自分が!」「自分で!」を出発点に、

他者と折り合う、自己を調整することを学ぶ必要がある。ポイントは「自分が!」「自分で!」を自分の中にしっかりと育むことから、始まるころにある。すなわち最初は親密な二者関係または小さな集団の中で、「自分はこれが好き!ほしい!」「自分がこれをしたい!」「自分でこれをしたい!」という思いを主張できることから始まる。自分の興味や関心のあることを色々やってみることで、次の新しい興味が芽生え、自分でやってみよう!という気持ちも育まれていく。人間は自分の心や体を使った経験があってこそ、自分が何をしたいかを知ることができる。そういった意味で自我形成は、自分の心や体を使った経験から育まれる。小さな集団の中で「自分の好きなこと」を存分に経験した人は、「自分が!」「自分で!」という自己主張や主体的な態度が生まれ、環境に対して主体的に働きかけることができるようになる。家族や小さな集団であれば「自分はこれが好き!欲しい!」「自分でしたい!」という意見が通りやすいが、少し大きな集団や集団生活の場では、上手くいかないことも多い。当事者のどちらも「自分が!」「自分で!」の主体性が育まれていると、喧嘩や取り合い、押し合い、押し合いになる。喧嘩は非常にエネルギーを要するため、喧嘩や揉み合いにならない方法を考える。それは牽制することであったり、ちょっと引いて様子を見ることであったり、年齢にあった方法で調整することを知る。これが、「自分が!」を出発点に自己主張したり自己抑制をしたりする自己調整能力となる。この課題は子どもだけでなく、大人にもあてはまる。集団の中で自己を持つことができずに、流されてしまう人がある。確かに協調性を重視する日本社会で、集団の場で自己主張することは、大人になるにつれ、倦厭される。しかし、大きな声で自己主張しなくとも、他者に飲み込まれてしまわない自己や意志をしっかりと持つことは社会の中で健やかに在るために重要である。

人生における発達の課題の第二は、「自尊感情を育むこと」である。自尊感情については、ローゼンバーグの自尊感情尺度が有名である。自尊感情とは、自分を肯定的に評価する気持ちのことであり、自分の自己概念と関連づける個人的な価値および能力である。自尊感情は、セルフ・エスティーム(self-esteem)の訳語の一つであり、自尊感情や自己評価と訳される。自分が他者から大切にされる唯一無二の存在であると自覚することである。私たちは自分の容姿を見ることはできない。自分の姿かたちを知るために、「鏡」を使う。それと同じように、自分という存在を認識するには、他者を「鏡」として、他者に映る自分を認識することになる。すなわち私たちは、誰か他者が自分に対して評価したり、話したりすることを内面化することによって、自己像を築いていく。自分は大切な存在だと肯定的な自己認識をもつためには、他

者から肯定的な評価を受けることが大切である。子どもたちが「自分」を映す鏡にする周りの大人が、肯定的な評価を与えることは、子どもの中に肯定的な自己像や自己認識を育てることに繋がる。肯定的な自己像を内面化し肯定的な自己認識を持つことは、自尊心を高め、将来自己の中に他者を受け入れる器を大きく育むことにもつながる。

さらに第三の課題は「人と繋がりたいという思いを確かにする」ことである。社会の中で適応的に環境と相互作用するには、他者や環境と繋がりに生きていくことが不可欠である。「人と繋がりたいという思い」では、「コミュニケーション能力や技術の高さ」は問われていない。こういう時は何と答えるのが望ましいのかといった作法を含みいわゆる技術的なコミュニケーションは、ICT技術の進化によって補完できる時代も遠くない。しかし、どの時代においても、人と繋がりたいという思いを持てるかどうかは残る課題である。自分の意志によって人と繋がり、誰かと一緒にいるのも楽しいねという実感をもつことが重要である。それは「所属感」を育むことにもつながる。自分の身近な環境に「所属感」を感じていることは情緒的な安定を生み、社会の中で人が主体的に生きていく上で非常に重要である。全ての場において、所属感を感じる必要はなく、本人が軸足を置きたいアイデンティティのある場に所属感をもてることを指している。

5. まとめ

本稿では、これまでの教育経験や相談援助の臨床、実践研究を通して得た子ども家族支援の枠組みや理念について報告した。地域における様々な専門職が家族と協働し、子どものウェルビーイングを促進していくためには、子ども家族支援の枠組みや理念的目標の共通理解が欠かせない。地域に開かれた大学として大学の講義や研修が、異業種が一堂に学びディスカッションすることのできる機会となることが望まれる。

脚注

- 1) 日本は子どもの権利条約に批准しているが、この条約に法的効力が弱く、国連子どもの権利委員会からも再三にわたって是正を勧告されてきた。2016年には児童福祉法の改正で「子どもの権利条約の精神に則って」と明記され、2023年4月より施行される子ども基本法でも子どもの権利条約の精神に則ることが重視されている。
- 2) 生後脳の発達におけるエビジェネティックな発達過程の研究が進むことによって、新たな発想の転換を求められるかもしれない。

3) 自我という言葉は、実に多くの理論によって使用される概念である。心理学の中でも、精神分析学のフロイトの著書「自我とイド」や自我・超自我・エスの相互作用によって人間の心的機能を捉えようとした理論がある。また、フロイトの理論をライフサイクルの中で心理的発達として捉えたエリクソンは、自我同一性（アイデンティティ）の確立について論じた。最近では自我心理学や自己心理学など心理学分野における自我の概念は実に多様である。一方哲学においては、知覚・思考・意志・行為などの自己同一的な主体として、他者や外界から区別して意識される自分のことを自我と呼んでいる。

引用・参考文献

- 木村直子, 子どものウェルビーイングをいかに保障するか, ひと・健康・未来, 公益財団法人ひと・健康・未来研究財団, pp.13-16, 2015
- 木村直子, 発達に課題のある乳幼児とその家族を支えるハンドブック, 文部科学省科学研究費若手(B)【課題番号:20730367】報告書, 2013
- 木村直子, 子どものウェルビーイング実現のための基盤形成に関する研究, 文部科学省科学研究費若手(B)【課題番号:25780333】報告書, 2018
- 木村直子・畠中宗一, 「子どものウェルビーイング」尺度作成に関する研究, メンタルヘルスの社会学, 日本精神保健社会学会, 11, pp.60-70, 2005
- 山根常男, 『家族と社会 社会生態学の理論をめぐって』, 家政教育社, 1998
- 木村直子, 田辺昌吾ら, 「関係性のなかでの自立」尺度作成に関する研究」日本精神保健社会学会『メンタルヘルスの社会学』第14巻, pp.19-31, 2012
- ジョン デューイ (著) ジョージ・ハーバード ミード (著), デューイ = ミード著作集〈13〉社会心理学講義・社会的自我, 人間の科学社, 2001
- Rosenberg, M. (1965). Society and the adolescent self-image. Princeton University Press.
- K・マルクス著, エングルス編 向坂逸郎訳, 『資本論1～9』, 岩波文庫, 1997
- 国立国会図書館 電子展示会「日本国憲法の誕生」
<https://www.ndl.go.jp/constitution/>